

安曇野市議会改革推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市議会基本条例（平成25年安曇野市条例第29号。以下「条例」という。）第19条の規定による安曇野市議会改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策提案能力の向上に関すること。
- (2) 情報公開の推進に関すること。
- (3) 議会報告会及び議会政策討論会に関すること。
- (4) 条例の運用に関する検証、見直し等に関すること。
- (5) その他条例の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は議長及び副議長を除き、議長が指名する議員10名以内（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長ともに事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。
- 6 委員会に、必要に応じて部会を設置することができる。
- 7 前項の規定により設置する部会の組織、運営等については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会における検討結果（経過を含む。）を議長に報告する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 19 日から適用する。